

**+** 貨物概要

塩蔵したすけそうたら（テラグラ属）を三枚におろしてフィレにし、砂糖、グルタミン酸ソーダ及び水からなる調味液に漬け、乾燥したもの。水分は 26%である。官能検査において十分なうまみを感じられないもの。

**+** 分類

関税率表第 0305.32 号（統計番号 0305.32-010）の乾燥した魚のフィレ

**+** 分類理由

関税率表解説第 03.05 項には「魚を塩蔵する際に、砂糖を少量用いても、この項の所属には影響を与えない。」と規定されているため調味液に含まれる砂糖は分類に影響しません。また、同じく調味液に含まれるグルタミン酸ソーダについても、官能検査により十分なうまみを感じられない程度に含まれているもので、十分に調味されたものとは認められないことから、調製した魚（第 16 類）には分類されません。したがって、乾燥した魚のフィレとして上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）